

新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、間伐を実施する林業経営者の費用負担を軽減することにより、間伐促進と林業経営の安定を図ることを目的とし、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付等)

第2条 市内の山林で伐採した間伐材を、森林所有者又は森林所有者から委託を受けた市内の林業事業者が市内の原木市場、製材加工施設へ運搬した場合の経費の一部を予算の定める範囲内において補助するものとする。ただし、公益財団法人豊川水源基金が実施する本事業同様の補助事業による間伐材、公共事業の支障木及び公共補償等される支障木、木材取扱業者による立木買取りの間伐材は除く。

(補助金の交付対象者、補助対象経費、補助率及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象者、補助金の対象事業費、補助率及び交付要件は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、新城市間伐材運搬事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し、年間の間伐計画を定めるにあたり、毎年度7月末日までに市長に提出しなければならない。

(1)確認書

(2)山林所有者及び運搬先別内訳書

(3)位置図

(4)その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市間伐材運搬事業補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。この場合において額の確定は交付決定と同時に行うもの

とする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

(変更等の申請)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助金事業実施者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助の対象となった事業の実施計画のうち次の各号の変更をしようとする場合は、あらかじめ新城市間伐材運搬事業補助金変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 間伐材運搬材積及び補助金交付申請額を変更しようとするとき。

(2) 間伐材運搬事業の中止。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは新城市間伐材運搬事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により、同項の規定により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、新城市間伐材運搬事業補助金交付変更決定通知書（様式第4）により補助金事業実施者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業を完了したときは、完了日から起算して、15日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、新城市間伐材運搬事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し

または森林経営計画樹立の場合は認定書の写し

(2) 運搬先発行の清算明細書等の写し

(3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付)

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を請求するときは、新城市間伐材運搬事業補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が法令又は条例若しくは規則に違反して補助事業を行ったとき。
- (4) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) 補助事業者が事業を中止したとき。
- (6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、新城市間伐材運搬事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助金の対象事業費 (補助基本額)	補助率	交付要件
<p>林業事業体 ※森林経営計画を樹立もしくは、補助事業を伴う間伐を実施していること。</p>	<p>市内の原木市場、製材加工施設(木材チップ加工業者は除く)まで運搬された間伐材1立方メートル当たり2,500円を乗じた額 ※小数点以下切り捨て</p>	<p>補助対象事業費の2分の1以内</p>	<p>補助金は、毎年度7月末日までに申請のあったものを対象とし、1事業者に対し、上限額を1,000,000円とする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>

様式第 1 (第 4 条関係)

新城市間伐材運搬事業補助金交付申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名
連絡先

年度新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱第 4 条規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助事業の施行期間
- 3 補助金交付申請額
- 4 補助金交付申請額の算出方法
- 5 補助事業の経費の配分及びその使用方法
- 6 添付書類
 - ・ 確認書
 - ・ 山林所有者及び運搬先別内訳書
 - ・ 位置図

※山林所有者が複数見える場合は、「山林所有者及び運搬先別内訳書」と「確認書（委託者複数用）」を作成し添付すること。

「附表」

山林所有者及び運搬先別内訳書

番号	山林所有者 住所・氏名	運搬先 (原木市場名・製材加工施設 名)	運搬材積 (m^3)	補助申請額 (円)
1			m^3	円
2			m^3	円
3			m^3	円
4			m^3	円
5			m^3	円
6			m^3	円
7			m^3	円
8			m^3	円
9			m^3	円
10			m^3	円
計			m^3	円

※運搬材積数は精算明細書に記載のある材積数と一致すること。

※補助申請額は、精算明細書に記載のある材積数に補助基本額1立方メートル当たり2,500円を乗じた額に2分の1を乗じた額を記載すること。(小数点以下切り捨て)

確 認 書

私は、新城市間伐材運搬事業補助金の採択を受けるに当たり、事業の趣旨を理解し、補助金の交付を含めて間伐材運搬に係る経費の負担及び支払いについてお互いに協議調整し、間伐材運搬に係る作業受委託の契約を締結したものである。なお、伐採に関する詳細は以下のとおりである。

伐 採 樹 種 :

伐 採 の 期 間 :

年 月 日

委託者（山林所有者）

住所

氏名

印

受託者（運搬業者等）

住所

団体名

代表者名

印

(委託者複数用)

確 認 書

私たちは、新城市間伐材運搬事業補助金の採択を受けるに当たり、事業の趣旨を理解し、補助金の交付を含めて間伐材運搬に係る経費の負担及び支払いについてお互いに協議調整し、間伐材運搬に係る作業受委託の契約を締結したものである。なお、伐採に関する詳細は以下のとおりである。

伐 採 樹 種 :

伐 採 の 期 間 :

委託者 (山林所有者)

番号	住 所	氏名
1		印
2		印
3		印
4		印
5		印
6		印
7		印
8		印
9		印
10		印

年 月 日

受託者 (運搬業者等)

住所

団体名

代表者名

印

様式第 2 (第 5 条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

印

新城市間伐材運搬事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの新城市間伐材運搬事業補助金の交付の申請について、新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定し、その額を確定しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助事業に要する経費
- 3 補助金の交付決定額
- 4 補助金の交付確定額
- 5 交付の条件

様式第3（第6条関係）

新城市間伐材運搬事業補助金変更承認申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
団体名
代表者名
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のありました
年度新城市間伐材運搬事業補助金について次のとおり計画を変更したいので、
新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱第 条の規定により承認されたく申
請します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 計画変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

様式第4（第6条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

印

新城市間伐材運搬事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けの 年度 新城市間伐材運搬事業補助金計画変更承認申請につきましては、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することにしましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 交付決定の変更の内容
- 3 交付決定の変更の理由
- 4 補助金の交付決定額
- 5 交付の条件

様式第5（第7条関係）

新城市間伐材運搬事業補助金実績報告書

年 月 日

新城市長

報告者
住 所
団体名
代表者名
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で通知のありました新城市間伐材運搬事業補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助事業の施行期間
- 3 補助金交付申請額
- 4 補助金交付申請額の算出方法
- 5 添付書類
 - ・ 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し
 - ・ または、森林経営計画樹立の場合は認定書の写し
 - ・ 運搬先発行の精算明細書等の写し

様式第6（第8条関係）

新城市間伐材運搬事業補助金交付請求書

年 月 日

新城市長

請求者
住所
団体名
代表者名 印
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で決定及び確定の通知がありました新城市間伐材運搬事業補助金につきまして、次のとおり交付を請求します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助金の交付請求額
金 円
- 3 交付の方法（振込先等）

*振込先

金融機関名 (支店名も記入)			
(フリガナ) 口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	

様式第7（第9条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

印

新城市間伐材運搬事業補助金交付取消決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で通知した新城市間伐材運搬事業補助金の交付決定につきましては、次のとおり取り消しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 取消決定の内容
- 3 取消決定の理由